

第 1 章 総 則

(約款の適用)

- 第 1 条 1. セントラルヘリコプターサービス株式会社(以下「会社」という)の行う旅客、手荷物及び貨物の航空運送は本約款に基づいて行います。
2. 会社は、本運送約款を変更できるものとし、変更をする際はあらかじめ、ホームページ等に掲示することにより変更内容を告知するものとします。

(運賃及び料金)

- 第 2 条 運賃及び料金は、別に定めるところによります。

(運航上の変更)

- 第 3 条 1. 会社は法令の執行、官公署の要求、航空保安上要求(航空機の不法な奪取、管理又は破壊の行為の防止を含みます)、不可抗力、争議行為、動乱、戦争、機材の故障、悪天候、その他のやむを得ない事由により、飛行経路、発着日時若しくは発着場の変更、運航の全部或いは一部の中止、旅客の搭乗の制限又は手荷物若しくは貨物の積載の制限若しくは取扱いをすることがあります。
2. 会社は前項の場合に生じた一切の損害について賠償する責を負いません。

(責任)

- 第 4 条 1. 会社は航空機に搭乗中又は乗降中に生じた事故による旅客の死亡(自然死を除く)、又は傷害に対し、或いは会社の管理下にあった手荷物又は貨物の滅失毀損、延着等に対して損害賠償の責を負います。但し、会社が会社又はその使用人に故意又は過失が無かつたことを証明したときは、この限りではありません。
2. 賠償の限度については第 31 条及び第 49 条によります。

(係員の指示)

- 第 5 条 旅客、荷送人、荷受人及び貸切飛行の借主(以下「借主」という)は、旅客の搭乗及び降機、手荷物及び貨物の積卸その他発着場又は航空機内の行動についてはすべて係員の指示に従わなければなりません。

(賠償金)

- 第 6 条 会社は、旅客、荷送人、荷受人又は借主が故意又は過失により或いはこの運送約款を守らないことにより会社に損害を与えた場合は、その損害相当額の賠償金を申受けます。

(準拠法及び裁判管轄)

- 第 7 条 この約款による運送契約の成立、効力及び解説並びに、この運送約款に定めのない事項については、日本の法律に準拠しこれに関する一切の訴訟は、会社の本店所在地の裁判所の管轄とします。

(特約)

- 第 8 条 会社は、この約款の一部の規定又は定めのない事項について特約を結ぶことがあります。この場合においては第 1 条の規定にかかわらずこの特約事項を適用します。

(利用者の同意)

- 第 9 条 旅客、荷送人又は借主は、この運送約款を承認し且つこれに同意したものとします。

第 2 章 旅 客

(航空券)

- 第 10 条 1. 会社は所定の運賃又は料金を申受けで個人航空券、団体航空券又は貸切航空券(以下「航空券」という)を発行します。
2. 記名式航空券は他の人に譲渡することはできません。
3. 航空券は券面記載の通りに使用しない場合又は記名本人以外の人が使用する場合は無効となります。

(有効期間)

- 第 11 条 航空券で搭乗日時の指定のないものの有効期間は、発売の日から 30 日とします。

(搭乗日時)

- 第 12 条 会社の航空機に搭乗するには、日時の指定を必要とします。日時の指定を受けようとするときは、会社の事業所又は代理店において航空券を呈示することを必要とします。

(有効期間の延長等)

- 第 13 条 旅客は下記の場合、時間までに会社に申出て航空券の有効期間を延長することができます。

1. 会社に直接申出た場合、指定日時の 1 時間前。
2. 代理店を通じて申出た場合、指定日時の 2 時間前。
3. 変更された航空券の有効期間は最初に購入された航空券の発行日に適用される有効期間。

(航空券の呈示)

- 第 14 条 会社は旅客に搭乗前に航空券の呈示を求める。航空券の呈示のない場合は搭乗できません。

(適用運賃及び料金)

- 第 15 条 1. 適用運賃及び料金は航空券の最初の搭乗用片によって行う旅行の開始当日において有効な運賃及び料金とします。
2. 収受運賃又は料金が適用運賃又は料金と異なる場合は、その差額をそれぞれの場合に応じて払戻し又は徴収します。但し、航空券を運賃又は料金値上げの実施日前に購入し、且つ当該旅行をその運賃又は料金値上げ実施日後 30 日以内に開始する場合の適用運賃又は料金は、航空券の発売日において有効な旅客運賃又は料金とします。

(小児運賃)

- 第 16 条 1. 旅客に同伴され座席を使用しない 3 才未満の小児は、旅客 1 人につき 1 人までは無料とします。
2. 12 才未満の小児については、普通運賃の 3 割引とします。

(滞留料金)

- 第 17 条 会社は次の場合には所定の滞留料金を申し受けます。

- (1) 借主の都合により出張先の航空機の滞留が 3 時間を超える場合には 1 日 2 時間を限度とする昼間滞留料金
- (2) 借主の都合により出張先の航空機の滞留が夜間に及ぶ場合は 1 泊当たりの夜間滞留料金。

(集合時刻等)

- 第 18 条 旅客は会社の指定する時刻までに会社の指定する場所に集合しなければなりません。旅客が指定された時刻までに集合しなかった場合には搭乗できないことがあります。

(会社の都合による払戻し)

- 第 19 条 第 3 条の事由又は会社の都合により運送契約の全部又は一部の履行ができなくなった場合は、旅客の請求に応じて未飛行部分に相当する運賃及び手荷物料金の払戻しをします。この場合、会社は旅客の旅行継続にできる限り便宜をはからります。

(旅客又は借主の都合による払戻し)

- 第 20 条 旅客又は借主がその都合によって運送契約を取り消す場合は、次の場合に限り下記に定める額の運賃料金の払戻しをします。
- (1) 会社が指示した集合時刻の 2 時間前より集合時刻までの間に会社に取り消しの通知があった場合は、収受した運賃の 7 割(遊覧飛行の場合を除きます)
 - (2) 会社が指示した集合時刻の 3 時間前より集合時刻までの間に代理店に取り消しの通知があった場合は、収受した運賃の 7 割(遊覧飛行の場合を除きます)
 - (3) 会社が指示した集合時刻までに取り消しの通知がなかった場合は収受した運賃の 5 割(遊覧飛行を除きます)

(航空券の紛失)

- 第 21 条 航空券を紛失した場合は下記により運賃料金の払戻しをします。

- (1) 紛失したことによって別に航空券を購入使用した後紛失した航空券を発見した場合は、有効期間の末日から 30 日以内に限り全額払戻しをします。
- (2) 紛失したことによって旅行を取り止める場合は、前条に準ずる取扱いをします。

(払戻しの方法)

- 第 22 条 運賃料金の払戻しは会社の事業所又は代理店において航空券又は手荷物引換証と引換に航空券の指定日時又は有効期間の末日から 30 日以内に限って行います。

(搭乗の制限)

- 第 23 条 会社は、次の各号に該当すると認めた場合には、当該旅客の搭乗を拒絶し、又は寄航地で降機させることができます。その場合において、その旅客の手荷物についても、同様の取り扱いとします。この場合、第 19 条の規定による払い戻しを行います。なお、本条(3)(ホ)～(ヘ)の場合においては、上記の措置に加えて、当該行為の繰り返を防止するため必要と認める措置をとることができます。その措置には、当該行為者を拘束することを含みます。

- (1) 運航の安全のために必要な場合(航空機の不法な奪取、管理又は破壊の行為の防止のため、会社は旅客の着衣若しくは着具の上からの接触、金属探知機等の使用により旅客が装着する物品の検査を行います)
- (2) 法令又は官公署の要求に従うために必要な場合

- (3) 旅客が次のいずれかに該当する場合

- (イ) 精神病者、伝染病者、薬品中毒者、泥酔者。

- (ロ) 重傷病者、又は 8 才未満の小児で付添人のない者。

- (ハ) その他年令又は健康上の事由によって旅客自身の生命が危険にさらされ、又は健康が著しく損なわれるおそれのある者。

- (ニ) 次に掲げるものを携帯する者

- 武器(業務上携帯するものを除く)火薬、爆発物、他に腐蝕を及ぼすような物品、引火しやすい物品、航空機、旅客又は搭載物に迷惑若しくは危険を与える物品、航空機による運送に不適な物品又は動物。

- (ジ) 旅客又は旅客の財産に不快、不便、迷惑又は危険を与えるおそれがある者。

- (エ) 会社係員の指示に従わないと

第 3 章 手 荷 物

(手荷物の検査等)

- 第 24 条 1. 航空保安上(航空機の不法な奪取、管理又は破壊の行為の防止を含みます)その他の事由により、会社は本人又は第三者の立合を求めて開披点検その他の方法により手荷物の検査を行います。

2. 会社は、旅客が前第 1 項の検査に応じない場合には、当該手荷物の搭載を拒絶します。

(引換証の発行)

- 第 25 条 会社は受託手荷物に対して手荷物引換証を発行します。

(手荷物の無料料)

- 第 26 条 手荷物は会社の受託手荷物及び旅客の持込手荷物を合計して、旅客 1 人につき 5kg までを無料扱いとします。但し、運賃を支払わない 3 才未満の小児については手荷物の無料扱いをしません。

(超過手荷物料金)

- 第 27 条 前条に定める重量を超過する手荷物について、その超過する部分に対しては別に定める超過手荷物料金を申受けます。

系 約 条

(手荷物運送の時期)

- 第 28 条 手荷物はその旅客が搭乗する航空機で運送いたしますが、搭載量の関係その他やむを得ない事由があるときは、この限りではありません。

(手荷物の引渡)

- 第 29 条 受託手荷物は手荷物引換証と引換に引渡しをします。

(手荷物引換証の紛失)

- 第 30 条 手荷物引換証を紛失したときは、会社は引渡しを申出した者が手荷物の正当な引受人であることを認めた場合に限り引渡しをします。

(賠償の限度)

- 第 31 条 手荷物(身廻品一切を含む)に生じた損害について会社が賠償の責を負う場合の賠償額は、旅客 1 人につき 15 万円を以て限度とします。但し、従価料金を支払った場合は第 49 条の但し書きの規定を準用します。

(手荷物に対するその他の約款)

- 第 32 条 手荷物運送に関しては、本章記載事項の外第 19 条、第 20 条、第 22 条、第 39 条、第 42 条、第 48 条及び第 50 条の規定を適用します。

第 4 章 貨 物

(運賃料金の後払)

- 第 33 条 会社は貨物の引渡しを受けたとき運賃又は料金を申受けします。但し、会社が同意したときは後払いを認めます。

(申込)

- 第 34 条 荷送人は貨物運送の申込に際しては、搭載日時の指定をしていただきます。但し、搭載の都合、その他により御希望にそいやねることがあります。貨物の会社への引渡しは、会社の指定する場所で行っていただきます。

(運送状)

- 第 35 条 1. 荷送人が貨物の運送を会社に委託するときは、貨物一口ごとに下の事項を明記した運送状又は送状を提示していただきます。

- (1) 貨物の品名、重量、容積、荷姿、個数及び荷印記号

- (2) 貨物の価格

- (3) 荷送人の住所、氏名又は商号

- (4) 発送地

- (5) 荷受人の住所、氏名又は商号

- (6) 運送状(又は送状)の作製地及び作製年月日

- (7) 到着地

- (8) 運賃、料金等の支払方法

- (9) 会社への引渡しの年月日

- (10) 貨物引換証の発行希望の有無

- (11) その他の特別の取扱いを要するものはその旨

- (2) 前項の「一口の貨物」とは、荷送人、荷受人、発着地、運送の時期、扱種別、運賃及び料金の支払方法が同じであって、一通の運送状又は送状に包含されるものをいいます。

- (3) 会社は荷送人の申出により、貨物引換証を発行します。

(集荷及び配達)

- 第 36 条 会社は荷送人、荷受人又は荷主の請求があった場合は、実費を申受けで集荷配達の取次をすることがあります。

(運送状の記載についての責任)

- 第 37 条 荷送人は荷送状の記載の内容が事実と相違し、又は不完全であったために会社が受けた一切の損害を賠償しなければなりません。

(貨物の点検)

- 第 38 条 会社は運送状に記載された貨物の品名について疑いがあると認めた場合は、荷送人又は第三者の